

【施設利用】新型コロナウイルス感染症対策

山岳科学センター
令和2年3月31日制定
令和2年6月1日改正
令和2年6月30日改正
令和3年7月10日改正
令和3年12月22日改正

山岳科学センターの施設利用については、原則として学内指針に従うものとし、特に次のとおり利用制限を行う。

1. 施設利用許可条件

感染拡大の抑制策として、菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、井川演習林および筑波実験林（以下「各ステーション」という）の利用は、各ステーションの利用受入条件を満たす者に限る。

2. 感染予防措置

- ① 密閉・密接・密集の3条件が同時に発生することを防止する。
- ② 施設の状況に応じて、各ステーションが定員や利用方法等を適宜指示できるものとし、利用者はそれを遵守する。

3. 利用制限期間

令和3年12月22日以降、新たな対策を策定するまで。

4. チェックシートによる確認

施設利用を許可した者についてはその利用期間中、別添のチェックシートにより感染防止のための必要なチェックを実施する。

5. その他

事態の進行に応じてセンター内で情報・認識の共有・更新を図る。感染拡大への対応が必要な場合や、個別対応が必要な場合は、地域や施設の状況に基づいて山岳科学センター長が利用の可否を判断するものとする。